

湖西市企業シャトルBaaSバス停の追加設置及び 自家有償旅客運送の更新登録に係る承認について

令和 7 年 6 月 25 日（木）
湖西市 都市整備部 都市計画課

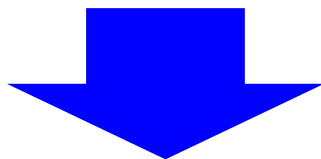
- 1 湖西市企業シャトルBaaSバス停の追加設置について
- 2 自家有償旅客運送の更新登録について
登録期間：令和8年10月1日～令和10年9月30日

1 湖西市企業シャトルBaaSのバス停の追加設置について

令和6年度にデンソー線「デンソー豊橋東製作所」バス停と「いちかわ珈琲」バス停の間に設置していた「原町」バス停については、愛知県道402号（中原東細谷線）沿いで交通量が多く、安全面に課題が残ったため、令和7年度の通年運行開始時にはバス停の設置を見送った。



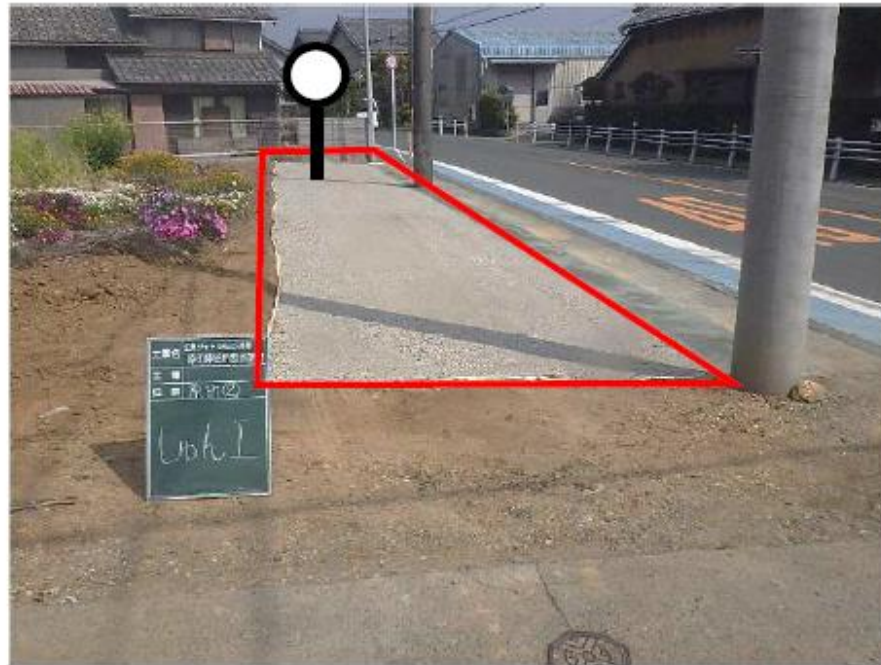
デンソー線利用者延べ468人（令和6年度）のうち109人が「原町」から乗車するなど、地域住民の移動手段として機能していたことから、豊橋市が安全に乗り入れができる代替地を検討していた。



土地所有者と調整がつき、令和8年8月からの設置を目指して整備中（整地済み。バスの乗り入れに障害となる電柱は6月末に撤去予定）

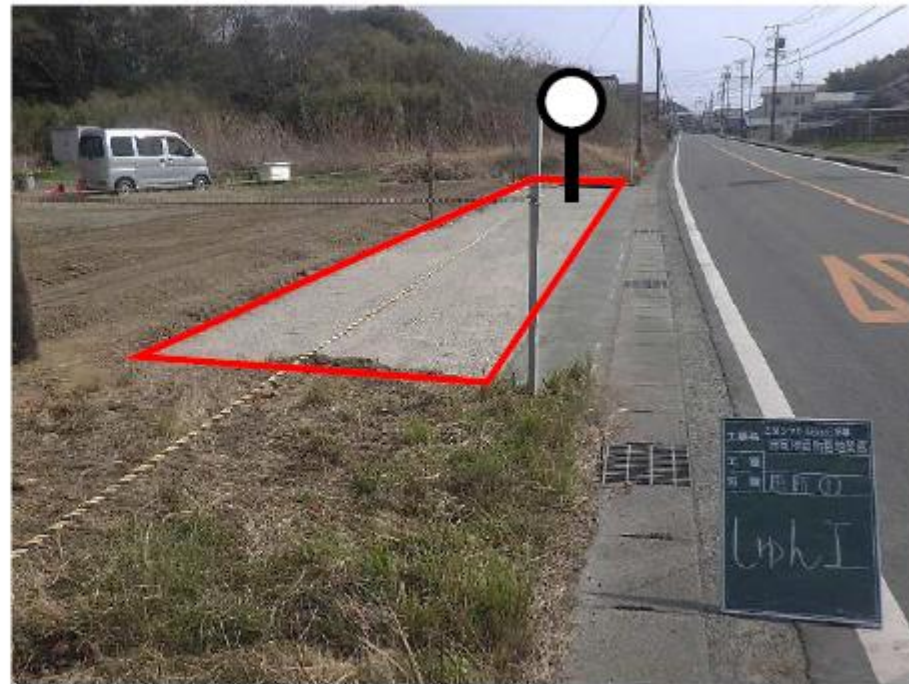
1 湖西市企業シャトルBaaSのバス停の追加設置について

湖西製作所行き



1 湖西市企業シャトルBaaSのバス停の追加設置について

豊橋東製作所行き



2 自家有償旅客運送の更新登録について

湖西市企業BaaS運行のための自家用有償旅客運送登録の有効期間が、令和8年9月30日をもって満了となるため、下記の通り更新を行う。

【登録期間】

令和8年10月1日～令和10年9月30日

【協議事項】

- ①湖西市企業シャトルBaaS事業実施内容(運行路線等)の承認
- ②湖西市企業シャトルBaaS事業の運行管理に係る指揮命令系統の方法の承認

2 自家有償旅客運送の更新登録について

①湖西市企業シャトルBaaS事業実施内容(運行路線等)の承認

現在の運行概要

○運行期間

令和8年1月14日(水)～ 通年運行

※土日祝日、年末年始を除く他、各運行協力企業の稼働日に準ずる。

○路線

デンソー線、浜名湖電装線の2路線

○料金

1乗車(片道) 100円

○販売形態

①チケット(1枚単位) …100円/枚

②チケット(11枚つづり) …1,000円

○販売方法

・オンラインでの購入 →クレジットカード決済

・各販売場所での購入 →現金のみ

※販売場所は、湖西市都市計画課、天浜線新所原駅、西部地域センター、豊橋市二川窓口センター

○利用方法

事前登録や予約は不要。ただし、乗車券を事前に購入しておく必要あり。

【オンライン】乗車時に、運転士へ降車バス停を伝え、スマホ画面を提示。

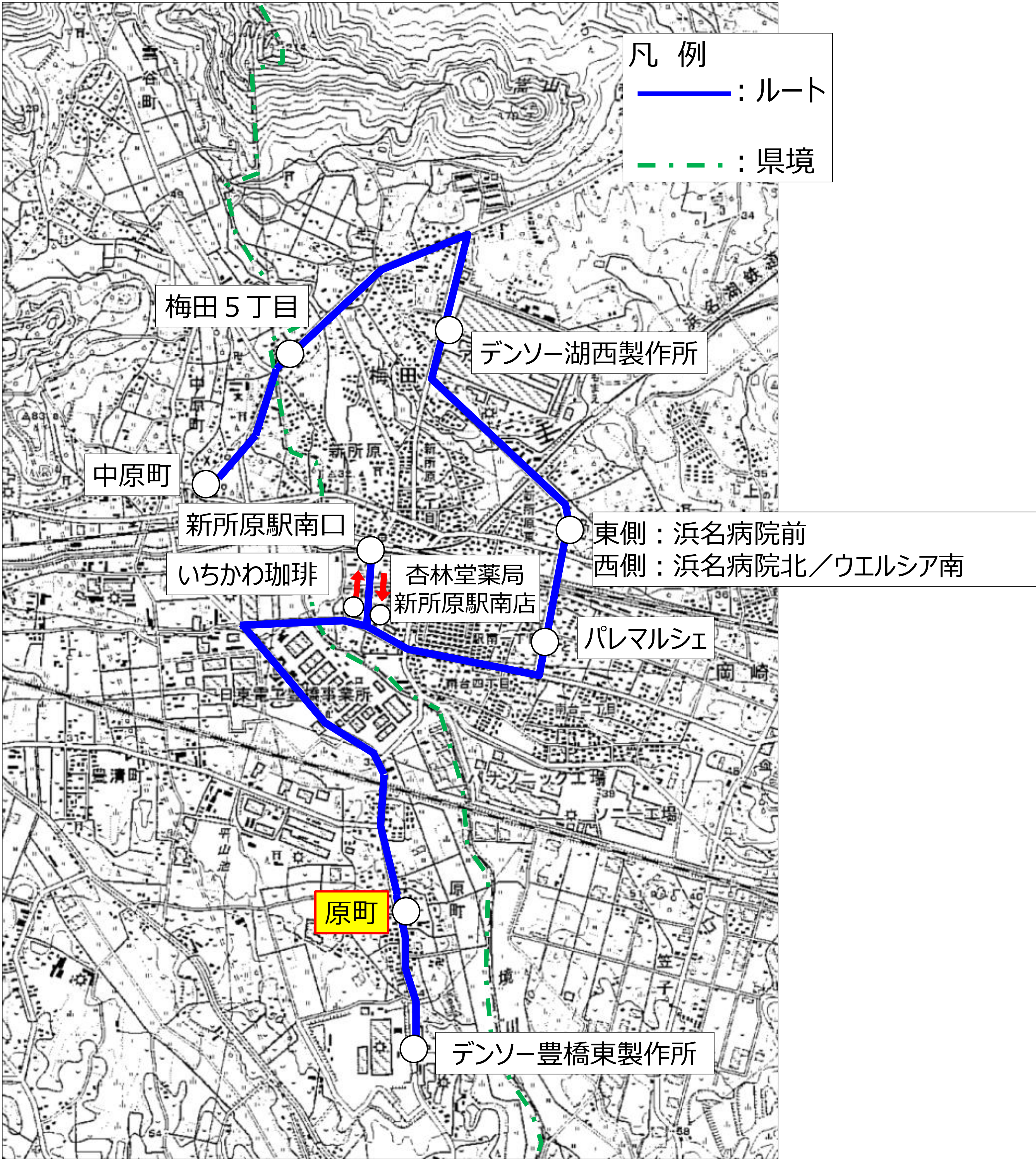
【紙】乗車時に、運転士へ降車バス停を伝え、紙のチケットを運転手へ渡す。

○今後の周知計画案

・広報こさい、市ウェブサイト、対象地区の自治会、町内会、老人クラブなどへ説明

・商工会等と連携しBaaS乗車体験会を予定

湖西市企業シャトルBaaS運行ルート&時刻表（デンソー線）



湖西製作所 → 新所原駅南口 → 豊橋東製作所	乗降場所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
	中原町	9:15	-	-	11:35	12:35	13:35	14:35
	梅田5丁目	9:18	-	-	11:38	12:38	13:38	14:38
	デンソー湖西製作所	9:20	10:00	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40
	浜名病院前	9:23	10:03	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43
	パレマルシェ	9:24	10:04	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44
	いちかわ珈琲	9:25	10:05	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45
	新所原駅南口	9:26	10:06	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46
	杏林堂薬局新所原駅南店	9:27	10:07	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47
	原町	9:31	10:11	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51
豊橋東製作所 → 新所原駅南口 → 湖西製作所	乗降場所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
	デンソー豊橋東製作所	8:40	9:40	10:20	11:10	12:10	13:10	14:10
	原町	8:41	9:41	10:21	11:11	12:11	13:11	14:11
	いちかわ珈琲	8:45	9:45	10:25	11:15	12:15	13:15	14:15
	新所原駅南口	8:46	9:46	10:26	11:16	12:16	13:16	14:16
	杏林堂薬局新所原駅南店	8:47	9:47	10:27	11:17	12:17	13:17	14:17
	パレマルシェ	8:49	9:49	10:29	11:19	12:19	13:19	14:19
	浜名病院北／ウエルシア南	8:50	9:50	10:30	11:20	12:20	13:20	14:20
	デンソー湖西製作所	8:52	9:52	10:32	11:22	12:22	13:22	14:22
	梅田5丁目	8:55	-	-	11:25	12:25	13:25	14:25
	中原町	8:57	-	-	11:27	12:27	13:27	14:27

※ 2便と3便は、梅田5丁目と中原町に停車しないのでご注意ください。

※ 赤字の発車時刻は固定となります。黒字の時刻については目安であり、5分程度前後する場合があります。

湖西市企業シャトルBaaS運行ルート&時刻表（浜名湖電装線）



鷺津方面行き										
乗降場所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便
浜名湖電装吉美工場	7:27		8:20	9:00	9:30	11:00	11:40	13:05	14:55	15:45
一の宮	7:28		8:21	9:01	9:31	11:01	11:41	13:06	14:56	15:46
市場東	7:29		8:22	9:02	9:32	11:02	11:42	13:07	14:57	15:47
川尻	7:31		8:24	9:04	9:34	11:05	11:45	13:10	15:00	15:50
浜名湖電装本社	↓	8:00	↓	9:10	9:40	11:10	11:50	13:15	15:05	15:55
鷺津駅	7:48	8:08	8:35	9:15	9:45	－	－	13:20	15:10	16:00
知久屋前(遠鉄ストア)	－	－	－	－	－	－	－	13:25	－	－

吉美方面行き										
乗降場所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便
知久屋前(遠鉄ストア)	－	－	－	13:25	－	－	－	－	－	－
鷺津駅	9:45	－	－	13:30	16:35	17:25	17:55	18:45	19:15	19:45
浜名湖電装本社	9:50	10:50	11:10	13:35	16:40	17:30	18:00	18:50	19:20	19:50
川尻	9:56	10:56	11:16	13:41	16:46	17:36	18:06	18:56	19:26	19:56
市場東	9:58	10:58	11:18	13:43	16:48	17:38	18:08	18:58	19:28	19:58
一の宮	9:59	10:59	11:19	13:44	16:49	17:39	18:09	18:59	19:29	19:59
浜名湖電装吉美工場	10:00	11:00	11:20	13:45	16:50	17:40	18:10	19:00	19:30	20:00

2 自家有償旅客運送の更新登録について

②湖西市企業シャトルBaaS事業の運行管理に係る指揮命令系統の方法の承認

【交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について】より抜粋

※国自旅第316号 令和2年11月27日

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。

（3）安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施

① 道路運送法施行規則第51条の22第1項から第3項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。**地域公共交通会議等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法**により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。

【道路運送法施行規則（抜粋）】

第五十一条の二十二 自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

2 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、乗務を終了した運転者に対して、酒気帯びの有無について確認し、運転者ごとに確認を行った旨を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

3 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、前二項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行わなければならない。

4 《略》

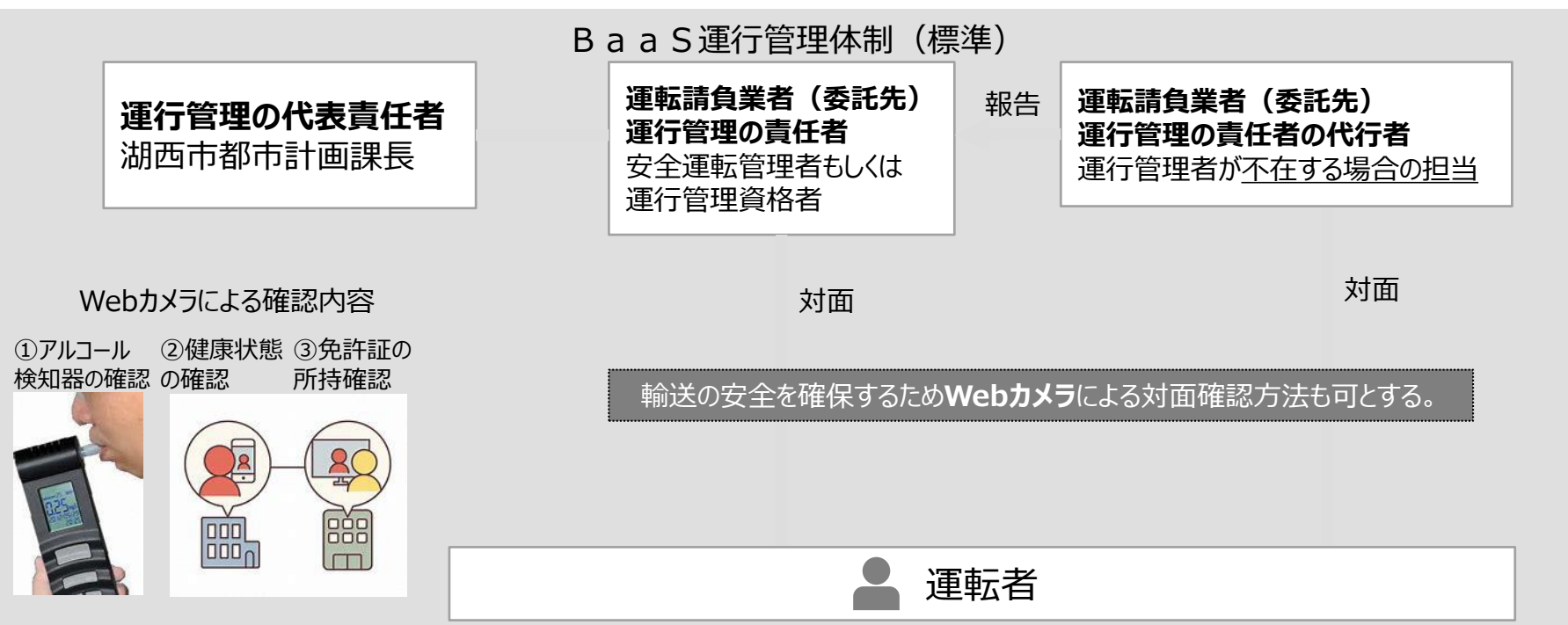
2 自家有償旅客運送の更新登録について

【承認を求める内容】

運行管理者もしくは代行者による安全のための確認点呼は、対面で行うが対面が確保できない場合には、遠隔（Webカメラ）による点呼の方法も可能とする。

【対面の確認が困難である理由】

- ◆ 湖西市企業シャトルBaaSにおいては、企業側の運行管理の仕組みを基本として安全のために必要な点呼方法を考えている。
- ◆ 今回、安全のために必要な点呼においては、運行管理請負業者は安全運転管理者もしくは運行管理資格者を配置し点呼実施するが、不在の場合は代行者による対面での点呼を実施する。
- ◆ 運行管理有資格者を常駐で配置させるためには、費用負担が増えることや、有資格をもつ人材の確保は困難である。
- ◆ Webカメラにおいても、映像で目視できることから輸送の安全の確保が可能と考えている。



B a a S運行管理体制

(株)デンソー湖西製作所

運行管理の代表責任者
湖西市都市計画課長

運行管理の責任者
企業
安全運転管理者

報告

運行請負業者
運行管理を別途委託

報告

運行請負業者
運行管理の責任者
運行管理資格者
事務所に常駐していない

報告

運転請負業者
運行管理の責任者
の代行者
常駐

対面

対面

輸送の安全を確保するためWebカメラによる対面確認方法も可とする。



運転者

B a a S運行管理体制

浜名湖電装(株)

運行管理の代表責任者
湖西市都市計画課長

運行管理の責任者
企業
安全運転管理者

報告

運行請負業者
運行管理を別途委託

報告

運行請負業者
運行管理の責任者
運行管理資格者
事務所に常駐していない

報告

運転請負業者
運行管理の責任者
の代行者
常駐

対面

対面

輸送の安全を確保するためWebカメラによる対面確認方法も可とする。



運転者